

# グループホーム等賠償事故補償制度の補償範囲が 2015年度より拡大しました！！ グループホームを取り巻くさまざまなリスクを 幅広く補償します。

グループホーム等賠償事故補償制度では、第三者からのさまざまな損害賠償請求に備えていただくことが可能です。

## 注目!!

例：施設利用者が徘徊し、列車にはねられ、運行遅延による費用を鉄道会社から請求された。  
(使用不能損害による損害賠償)



例えば、左記のようなケースにも補償されます！

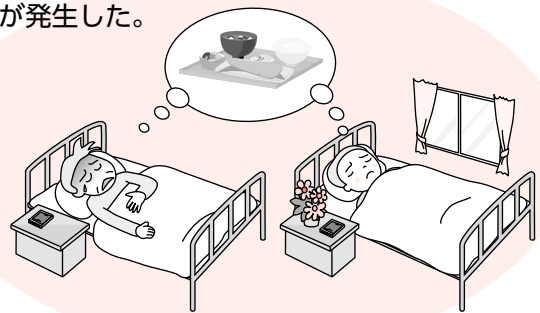


グループホーム等賠償事故補償制度では、グループホームの賠償事故はもちろん、  
下記のようなケースも補償されます。この機会にぜひご検討ください。

業務遂行中、誤ってホームサービス利用者を倒してしまいケガをさせた。



提供した食事により食中毒が発生した。



ホームサービス利用者が近隣民家を徘徊し、家財を破損したことで、監督責任を問われた。



職員がホームサービス利用者につき添い散歩中、歩行中の第三者をつきとばし、ケガを負わせた。

